

平成 23 年 8 月改訂版の主な改正部分

1

p7

4. 経費 A 及び経費 B の執行について

2) 各費目の執行に係る留意点について

② 旅費

c. 旅費の支出に際しての留意事項に「iii)」を加える。

iii) 外国旅費に係る消費税相当額を「その他」の費目に計上し、年度末に納付していただくことも可能です。

③ 謝金・人件費等に「e.」を加える。

e. 消費税相当額

人件費に係る消費税相当額を「その他」の費目に計上し、年度末に納付していただくことも可能です。

2

p9

10. 物品等の取扱いについて

2) 物品等の管理について

④ 固定資産取得報告書等を提出する場合の留意事項

g. 『汎用性のないソフトウェア（プログラム開発）は無形固定資産として報告する必要はありません。』を『50万円以上（消費税額を含む）のソフトウェア（プログラム開発）についても、無形固定資産として報告する必要がありますので、「無形固定資産取得報告書」（最先端様式9）により報告してください。』に改める。

3

p15

最先端様式1「委託研究実績報告書」に「当該年度返納額」欄を設ける。

4

p17

最先端様式3「委託研究チェックリスト」

全般的事項1『「収支簿」は、指定された様式である。または、任意様式であるが、指定された項目が記載されている。』を『「収支簿」は、指定された様式である。』に改める。

物品費12 1段落目の最後に「（50万円以上のソフトウェアについても同様に処理されている）」を加える。

p23

最先端様式9「無形固定資産取得報告書」の作成にあたっての留意事項中「50万円以上の有形固定資産」を「50万円以上の無形固定資産」に訂正する。

p30

最先端様式16「返金報告書」の最終行中「Ⅱ. 10) 委託研究費の返還について」を「Ⅲ. 11) 委託研究費の返還について」に訂正する。